

平成 30 年度

# いじめ防止基本方針



学校法人 福島成蹊学園

福島成蹊中学校・高等学校

## はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための根本的な方針」を参酌し、いじめの防止等をするため、「福島成蹊中学・高等学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

### 1、 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、また、いじめはいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### 2、 いじめの定義

法第2条で定められているとおり、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上で、警察と連携した対応をとることが必要である。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらずその訴えを受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめ、対応に当たる。

### 3、 いじめに対する認識

- (1) どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」として囁し立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害を生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに保護者、警察に相談・通報の上保護者、警察と連携した対応をとることが必要である。

### 4、 いじめの防止等に関する基本的考え方

本校では、『桃李不言下自成蹊』を校訓とし、教育目標の一つに「人間を大切に作る人間」を掲げており、それらのもと、本校は、生徒一人ひとりを大切にし、いじめを防止する。具体的ないじめの防止等に関しては、以下の4点を全職員が認識して取り組む。

- ① いじめはどの子供にも起こりうる、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握する。
  - ア、 全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。
  - イ、 学校の教育活動を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
  - ウ、 いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに対処できる力を育む観点が必要である。
  - エ、 すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりも未然防止の観点から必要である。
- ② 何がいじめなのかを具体的に列挙する機会を設けることによって、生徒と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
  - ア、 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - イ、 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ウ、 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。

- エ、 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ、 金品をたかられる。
- カ、 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ、 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク、 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

- ③ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的に認知する。
  - ア、 全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づくことが必要である。
  - イ、 いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候でもいじめの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ いじめの報告を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導する。
  - ア、 学校は、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。
  - イ、 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
  - ウ、 教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ⑤ 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者だけでない地域や家庭と連携した対策を推進する。
  - ア、 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## 5、 いじめ防止等のための対策

### (1) いじめの防止等の対策のための校内体制

#### 【いじめ防止対策委員会】

学校長・副校長・生活部長・養護教諭等

#### ◎実態調査・把握（事実確認）に関するチーム

学年主任・担任・学年生活係、コース部長・養護教諭等

#### ◎対応に関するチーム

学年主任・担任・学年生活係・教育相談係・養護教諭・コース部長・スクールカウンセラー等

## (2) いじめ防止対策委員会の取り組み

### ① 未然防止への取り組み

- ア、 未然防止を図るためには、生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切なので、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりに取り組む。
- イ、 集団の一員として自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ウ、 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払う風土を育む。

### ② 早期発見への取り組み

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### ③ 早期解消への取り組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### ④ 地域や家庭や関係機関との連携

未然防止、早期発見、早期解消のために、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### ⑤ 教職員の研修の充実

校内研修を定期的に行い、教職員の共通理解を常に行い、些細な生徒の変化に気づける体制を整え、教職員全員が常に生徒の情報交換に務め、状況を把握している(ように整える)。

## (3) いじめ防止対策委員会の役割

- ア、 基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ、 いじめの相談および通報の窓口
- ウ、 いじめの疑いにかかる情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
- エ、 保護者会等での情報の発信を定期的に行う。

## 6、 重大事態発生時の対応

### (1) 調査を要する重大事態

- ① いじめによる生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア、 生徒が自殺を企図した場合
- イ、 身体に重大な障害を負った場合
- ウ、 金品等に重大な被害を被った場合
- エ、 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより生徒が相当の期間(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席している場合は学校で判断)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

学校法人を通じて知事へ事態発生について報告する

(3) 調査を行う組織

「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えた組織または法人が設置した調査組織において調査をおこなう。ただし、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいる場合は、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たって、重大事態に至る要因となったいじめ行為が

- ア、 いつ(いつ頃から)
- イ、 誰から行われ
- ウ、 どの様な態様であったか
- エ、 いじめを生んだ背景事情
- オ、 生徒の人間関係にどのような問題があったか
- カ、 学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、調査を行うときには、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

① いじめられた生徒から聴き取り可能な場合

◎いじめられた生徒から十分に聞き取る。

◎在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先する。

◎いじめた生徒に事実関係を確認すると共に指導を行い、いじめ行為を止める。

◎いじめられた生徒に対して、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

◎当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

(5) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

【留意点】

◎法人または学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠るようなことはしない。

◎質問紙調査において、実施によって得られた結果はいじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

◎学校が調査を行う場合においては、法人は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

- ② 調査結果については、学校法人を通じて知事に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

7、 いじめ防止のための年間計画

4月 いじめ防止のための計画・目標の作成

校内研修

担任による個人面談

5月 担任による個人面談

生活部講演会（情報通信のモラルについて）

7月 校内研修（教職員の事例研究会）

授業アンケート（生徒、教員対象）

10月 学校生活に関するアンケート（1, 2, 3年）

生活部講演会（人権、いじめについて）

12月 授業アンケート（生徒、教員対象）

校内研修（教職員の事例研究会）

学校生活に関するアンケート（3年）

3月 学校生活に関するアンケート（1, 2年）